宮崎県企業局庁舎で使用する電気に関する回答書

	質問	回 答
Q1	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計	日本エネルギー総合システム(株)
	量日を教えてください。	毎月末日の 24 時です。
Q2	各施設について、自動検針装置はついてい	仕様書に記載のとおりです。
	ますか。	
Q3	各施設について、自家発補給電力の契約は	ありません。
	ありますか。ある場合は契約電力(kw)、使	
	用予定期間を教えてください。	
Q4	入札書に記載する日付は作成日でよろしい	ご認識のとおりです。開札当日の日付は記入しな
	でしょうか。	いでください。
Q5	入札額の算定時の力率について、力率10	仕様書に記載のとおりです。
	0%で算定してよろしいでしょうか。(力率	
	割引を考慮する)	
Q6	入札金額の積算につきまして、基本料金及	入札金額計算書(別紙様式2)の算定については
	び電力料金の単価は税込、税抜どちらにな	税込単価表を使用しています。入札書(別紙様式
	りますでしょうか。	1)の入札金額については、税抜金額となります。
Q7	入札時の算定方法について、内訳書等に記	入札算定額の各計算過程における端数処理につ
	載のない端数処理につきましては下記の端	いては別紙様式2に記載のとおり算定ください。
	数処理方法にて算出して問題ございません	C・Dについては、算定に含みません。
	でしょうか。	
	A:基本料金=契約電力×単価×力率(小数	
	点以下第3位は切り捨て、小数点第2位ま	
	では保持)	
	B:電力量料金=使用電力量×単価(小数点	
	以下第3位は切り捨て、小数点第2位まで	
	は保持)	
	C:燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価	
	格調整単価)=使用電力量×単価(小数点	
	以下第3位は切り捨て、小数点第2位まで	
	は保持)	
	D: 再エネ賦課金=使用電力量×単価 (小数	
	点以下切捨て)	
	※C・D については入札時に含む場合のみ	
	E:月額合計=各月 A~D 合算(小数点以下	

	切捨て)	
Q8	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上	別紙様式2に記載のとおりです。
	として処理して問題ございませんでしょう	
	か。	
Q 9	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書に	ダウンロード先URL、請求情報アップロードの
	ついては廃止となっております。電子請求	通知方法、改ざん防止のための措置、請求情報の
	書でのご対応は可能でしょうか。	問合わせ先、その他ダウンロードに当たって必要
		な事項(ID/パスワード等)を確認のうえ、ダ
		ウンロード方式による請求対応の可否を判断し
		ます。
Q10	お客さまにはお客さま専用 Web ページに	問題ありません。
	て請求書をご確認頂くことになりますが、	
	問題ありませんでしょうか。(Web からダ	
	ウンロード可能)	
Q11	ダウンロード可能な請求書へは請求担当者	Web 請求書は、利用開始手続の過程で真正性の
	等の記載は対応しておりません。ご了承い	確認がとれているため、正当な請求書(原本)と
010	ただけますでしょうか。	して取り扱うことができます。
Q12	発行される請求書につきましてはすべて	了承します。
	【税込】単価の記載となりますがご了承い	
O12	ただけますでしょうか。 切め書に記載の初め出伝え 「粉は」 出伝し	了承します。
Q13	契約書に記載の契約単価も【税込】単価と させていただきますがご了承いただけます	1年しより。
	でしょうか。	
Q14	請求書の支払い期限は請求書受領後 30 日	了承します。
211	以内に振込となります。(年度末でも同様)	1770370
	ご承諾いただけますでしょうか。	
Q15	弊社では供給施設内にご入居されている企	<u> </u> 了承します。
~	業様に対して個別に請求書を発行する事が	
	出来ません。ご了承いただけますでしょう	
	か。(自動販売機・施設内の売店等)	
Q16	毎月の請求発行方法をご教示いただけます	②一括請求書となります。
	でしょうか。	
	①施設別	
	②一括(すべてまとめた請求書)	
	①②以外(詳細をご教示ください)	
Q17	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌	了承します。
	月7営業日夕方より順次掲載致します。ご	
	了承いただけますでしょうか。	

Q18 Q19	燃料費調整単価について弊社では請求金額 算出にあたり「みなし一般電気事業者」の 燃料調整費算出式、及びその算出式を用い た燃料調整費単価を適用しております。ご 了承いただけますでしょうか。 発行される請求書につきまして「燃料費調 整単価」「市場価格調整単価」の項目は分か れず合計値で「燃料費調整額」と表記され る形となりますが問題ありませんでしょう	仕様書3その他のとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、毎月変動する燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。」となります。 問題ありません。
Q20	か。 当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議を行います。
Q21	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況 等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	対応可能です。
Q22	30 分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。	同意書での対応は可能ですが、請求に係る手数料 は貴社で対応願います。
Q23	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。	同意書提出により入札対象施設での対応及び手 数料等の請求が発生しなければ可能です。
Q24	入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	入札保証金については、入札説明書3入札参加資格を満たしていれば不要です。 また、契約保証金免除については、証明書が必要です。

Q25	入札保証金及び契約保証金免除について、 免除申請に必要な書類をご教示お願いいた します。 入札保証金及び契約保証金免除について、 提出のタイミングについてご教示お願いい たします。	入札保証金について、入札公告3競争入札に参加する者に必要な資格を有している場合は免除されます。 契約保証金について、入札説明書の8(2)のア、イいずれかを確認する書類が必要になります。 入札保証金について、入札説明書の3の要件を満たしていれば不要です。 契約保証金について、入札説明書の11(4)のとお
Q27	契約書締結までの7日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	り 入札説明書に記載のとおり、落札決定の日から起 算して7日以内に契約を結ばなければなりませ ん。
		ただし、契約締結日を指定日内にて締結すれば問題ありません。
Q28	施設において建築・増築にかかる移転はあ りますでしょうか。	予定はありません。
Q29	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・ 変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。	工事の予定はありません。
Q30	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	契約後工事作業が発生した場合は予定日の2ヶ 月前までに協議を行います。
Q31	開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日) に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	当日に決定者のみ電話で連絡を行い、後日、ホームページに開札結果を公表します。また、結果内容の範囲については、落札者が決定した場合は予定価格、落札額、応札者及び応札額を公表します。※不落及び不調の場合は、予定価格は非公表となります。
Q32	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な 情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の 写しをご提出は可能でしょうか。	可能です。
Q33	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のど ちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際 の契約は税込単価となり、消費税額を乗じ ることとなりますので小数点第3位以下に 端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題	入札金額計算書(別紙様式2)の算定については、 税込単価表を使用しています。 入札算定額の各計算過程における端数処理については別紙様式2に記載のとおり算定ください。

	ないでしょうか。	
Q34	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従	入札算定額の各計算過程における端数処理につ
	量料金単価は小数点以下 2 位まで表示して	いては別紙様式2に記載のとおり算定ください。
	よろしいでしょうか。	
Q35	入札時の算定方法について、内訳書等に記	同上
	載のない端数処理については以下の端数処	入札金額計算書には、③、④は含みません。
	理を使用してよろしいでしょうか。	
	① 基本料金=契約電力×単価×力率(小	
	数点3位以下切り捨て)	
	② 電力量料金=使用電力量×単価(小数	
	点3位以下切り捨て)	
	③ 燃料費等調整(燃料費調整単価+市場	
	価格調整単価)=使用電力量料金×単価(小	
	数点3位以下切り捨て)	
	④ 再エネ賦課金=使用電力量×単価(円	
	未満切り捨て))	
	※③④は入札時の算定に含む場合	
	⑤ 月合計=【①、②および③の料金の合 計(円未満切り捨て)】+④	
	税込総額→税抜総額に割り戻す場合	
	⑥ 入札金額=⑤×100/110 (円未満切上)	
Q36	入札金額の算定時に力率は 100%で計算し	仕様書に記載のとおり
~	てよろしいでしょうか。	
Q37	入札金額の算定時には、燃料費等調整額及	仕様書に記載のとおり
	び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含	
	まない認識で相違ありませんでしょうか。	
Q38	入札書と同封してよろしいでしょうか。	入札説明書の「4 入札手続」をご確認ください。
	同封する場合、留め方や箇所、割り印等の	
	指定はございますでしょうか。	
Q39	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予	不要です。
	定のため、再入札の際は辞退を予定してお	
	ります。	
	その場合、初度入札と同時に再入札辞退届	
	の提出は必要でしょうか。	
Q40	現在の契約電力会社、契約種別をご教示く	日本エネルギー総合システム(株)
	ださい。(適当な単価設計のため必要な情報	仕様書に記載のとおり
	となりますのでご教示ください)	
	例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	

Q41	本契約において、予備電力のご契約は予定	ありません。
	されていますでしょうか。ある場合、種別	
	は予備電源と予備線のどちらになりますで	
	しょうか。	
Q42	本契約において、自家発補給電力の契約を	ありません。
	予定されていますでしょうか。ある場合、	
	内訳書に記載するのは使用月と不使用月の	
	どちらになりますでしょうか。	
Q43	契約開始時または供給期間中に契約電力の	予定はありません。
	変更希望及び予定はございますか下記ご確	
	認をお願いいたします。	
	(500kW 未満の実量制契約の場合)	
	直近請求書の契約電力を引き継がせていた	
	だきます。	
	(500kW 以上の協議制契約で契約電力を増	
	加予定の場合)	
	⇒契約開始後の契約電力変更に関しまして	
	は、管轄エリア電力会社様の承認が必要と	
	なり書類の提出が必要となるため変更まで	
	にお時間をいただきます。	
	(落札後別途弊社に申し出がない場合は直	
	近の請求書の契約電力を引き継がせていた	
	だきますのでご了承ください。)	
	(500kW 以上の協議制契約で契約電力を減	
	少予定の場合)	
	⇒契約開始後の契約電力変更に関しまして	
	は、管轄エリア電力会社様の承認が必要と	
	なり過去 12 か月分のデマンド値が必要と	
	なり、変更まで時間をいただきます。	
	管轄エリア電力会社様の承認が得られな	
	い場合は直近の請求書の契約電力となりま	
	す。	
	(落札後別途弊社に申し出がない場合は直	
	近の請求書の契約電力を引き継がせていた	
	だきますのでご了承ください。)	
Q44	請求書の表記について、	電気需給契約書(案)第8条のとおり「毎月末日
	【繰上検針(計量日1日)の場合】	の2 4 時の検針記録値により使用電力量を算
	弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 1	出」する。

	日から 2025 年 4 月 30 日まで使用した 電気料金は、2025 年 4 月分電気料金とし	燃料費調整額の適用は問題ありません。
	電気料並は、2023 中 4 万万電気料並とし てご請求することとなります。	
	また、燃料費調整額の適用は 2025 年 4 月	
	分となります。これについて、経理上不都	
	合はございませんか。	
	【分散検針(計量日1日以外)の場合】	
	弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月	
	18 日から 2025 年 5 月 17 日まで使用	
	した電気料金は、2025 年 5 月分電気料金	
	としてご請求することとなります。	
	 また、燃料費調整額の適用は 2025 年 5 月	
	 分となります。これについて、経理上不都	
	合はございませんか。	
Q45	弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を	仕様書3その他のとおり「各月の電気料金の算定
	適用することを前提として単価設定を行っ	において、基本料金の力率割引又は割増、毎月変
	ております。(入札時の単価には燃料費調整	動する燃料費等調整額及び電気事業者による再
	額は含まれておりません)	生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置
	契約期間中に適用する燃料費等調整制度に	法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般
	ついて入札時にみなし小売電気事業者(旧	電気事業者が定める標準供給条件によるものと
	一般電気事業者)が公表している最新の約	する。」となります。
	款(以下、みなし小売約款)に基づいた算	
	定方法を契約期間中適用する認識でよろし	
	いでしょうか。	
	また、契約期間中にみなし小売約款が改定	
	されても、契約期間満了までは契約開始時	
	と同じ算定方法を継続いたしますがよろし	
	いでしょうか。	
Q46	燃料費等調整制度が変更された場合は、入	契約書(案)第3条第2項にあるとおり、協議を
	札価格と実際の価格に大きく差が生じる可	行います。
	能性があるため協議に応じていただくこと	
	は可能でしょうか。	
Q47	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から	了承します。
	8~10 営業日迄に発行させていただき、	
	15 営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵	
	送が必要な場合に限る)とさせていただい	
	ております。ご了承いただけますでしょう .	
	か。	

Q48	支払期日について、下記期日でお願いして	了承します。
	おります。ご了承いただけますでしょうか。	
	【銀行振込の場合】検針日から 30 日以内	
	(検針日から30日以内が難しい場合は、請	
	求書到着より30日以内)	
	【口座振替の場合】繰上検針で当月 27 日、	
	分散検針で翌月 14 日 (2~15 日) と翌月 27	
	日(16~31 日)にお振替	
Q49	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書につ	ダウンロード先URL、請求情報アップロードの
	いては廃止、電子化へ移行しております。	通知方法、改ざん防止のための措置、請求情報の
	お客さまにはお客さま専用 Web ページに	問合わせ先、その他ダウンロードに当たって必要
	て請求書を確認頂くことになりますが、問	な事項(ID/パスワード等)を確認のうえ、ダ
	題ありませんでしょうか。(Web からダウン	ウンロード方式による請求対応の可否を判断し
	ロード可能)	ます。
Q50	お支払いについては口座振替もしくは銀行	銀行(口座)振込です。
	振込にてお願いしておりますが、どちらで	
	のお支払いになる見込みかご教示いただけ	
	ますでしょうか。	
Q51	【銀行振込を選択される場合はご回答くだ	不要です。
	さい】分割請求や分割振込での対応は必要	
	になりますでしょうか。	
Q52	弊社が落札した場合、契約書や覚書につい	協議は可能ですが、応じられない場合もありま
	て協議させていただくことは可能でしょう	す。
	か。	また、電気需給契約書(案)のみでの契約締結に
	また、可能な場合、契約書にない細目的事	なります。
	項に関しては弊社の電気需給約款に依拠す	
	る形で締結させていただくことは可能でし	
	ょうか。	
Q53	契約書の取り交わし(双方押印・原本到着)	入札説明書に記載のとおり、落札決定の日から起
	期日はございますでしょうか。	算して7日以内に契約を結ばなければなりませ
	弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押	λ_{\circ}
	印・発送等のお時間を頂戴することになる	ただし、契約締結日を指定日内にて締結すれば問
	予定です。指定の期日内での対応ができか	題ありません。
	ねる場合は提出日の延長について協議いた	
	だくことは可能でしょうか。(契約締結日は	
	指定いただけます。)	
Q54	入札保証金の免除に申請が必要な場合、提	入札保証金については、入札説明書3入札参加資
	出書類をご教示いただけますでしょうか。	格を満たしていれば不要です。

).) [Harta-wares see [1]]	
	また、提出書類はどのタイミングで提出し	
	たらよろしいでしょうか。(参加資格書類提	
	出時・入札書類提出時など)	
Q55	契約保証金の納付が必要な場合、いつまで	入札説明書に記載のとおり、落札決定の日から起
	に納付が必要でしょうか。指定の期日まで	算して7日以内に契約を結ばなければなりませ
	に支払いをすることが困難場合、申出等に	λ .
	より支払期日の延長が可能となりますでし	このため、落札決定の日から起算して7日以内に
	ょうか。	納付いただく必要があります。
	また返還の期日も併せてご教示いただけま	また、納付期日の延長はできません。
	すでしょうか。	返還については、契約期間満了後、請求書を受領
	上記については、入札への参加可否に関わ	した後に返還となります。
	る重要な質問となっておりますのでできる	
	限り詳細にご回答いただけますと幸いで	
	す。	
Q56	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の	対応可能です。
	託送供給約款を基に算出しております。入	
	 札を行った日時以降に当該地域を管轄する	
	一般送配電事業者の託送供給約款に変更に	
	 よる原価上昇があった場合、弊社の基本料	
	金や従量料金単価などの各単価もそれに伴	
	 い変更となります。変更があった場合には	
	 単価の変更に関して協議させていただけま	
	 すでしょうか。	
Q57	一般送配電事業者が燃料費調整額の算定諸	電気供給契約書(案)第12条記載のとおりです。
~	元を変更した場合においても、弊社では応	
	札時点での算定諸元を、契約期間中継続し	
	て用いて計算させていただきますが、よろ	
	しいでしょうか。	
Q58	一般送配電事業者が料金改定をした場合、	 電気需給契約書(案)第3条第2項にあるとおり、
200	契約単価変更の協議をご対応頂けますでし	協議を行います。
	ようか。	Main 11 . 2 > 0
Q59	^ ^ ~ ° 1 施設(1つの供給地点特定番号)の電気	 了承します。
237	料のお支払いを複数で分担して支払いされ	1770370
	ることはございますか。	
	ることはこといるすか。 また、弊社では1施設につき1つの請求書	
	なん、発性では1.地談に フさ 1 つの間水音 のみ発行のため、複数施設への分担した請	
	求書の発行できませんがよろしいでしょう	
	か。	

Q60	※燃料費等調整について	入札においては、毎月変動する燃料費等調整額及
200	落札後の契約時において燃料調整を行わな	び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別
	いプランでご契約することは可能でしょう	措置法に基づく賦課金を含まない額を記載する
	か。	必要があります。
	~ 。 ・その場合、契約締結に至った際には契約	
	書は弊社様式でのご対応は可能でしょう	なります。
	か。	契約の内容については協議が可能です。
Q61	契約に至った場合は、現行(公告時点)の	承諾できません。
23-	燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで	77.11.1 2 3 3 2 7 7 7
	適用させていただきますがご承諾いただけ	
	ますでしょうか。	
	※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の	
	算定に用いる数値および算定式の事であ	
	り、ご契約満了まで燃料費等調整額(○.○	
	円)を固定するお願いではありません。	
	 ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対	
	応を想定しております。	
Q62	旧一電が公表する翌年4月から適用となる	承諾できません。
	 燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社	
	 システム対応の関係で現行の諸元を継続す	
	るなど協議させていただくことがあること	
	をあらかじめご了承ください。	
Q63	計量日は毎月1日でしょうか。	毎月末日の24時です。
Q64	銀行振込により振込手数料が発生した場	了承します。
	合、民法第 484 条、第 485 条の「持参債務	
	の原則」に基づき該当手数料は振込者のご	
	負担となります。	
	予めご了承願います。	
Q65	SW 切替の際必要となりますので、現在の	日本エネルギー総合システム(株)です。
	供給者を教えていただけますでしょうか。	
Q66	弊社では本社移転を予定しております。	新住所で問題ありません。
	登記変更:9月1日付登記変更完了	
	オフィス移転:11 月 1 日	
	入札参加資格登録変更申請:適宜対応中	
	今後、参加資格登録変更が未完了の状態で	
	はございますが参加申請・入札書作成等に	
	おける記載住所は新住所での対応で問題ご	
	ざいませんでしょうか。	

	もしくは登録変更完了までは旧住所での対	
	応でしょうか。	
Q67	契約内容に関する協議にはご対応いただけ	協議は可能ですが、応じられない場合もありま
	ますでしょうか。	す。
Q68	契約締結期限の記載がございましたが、こ	入札説明書に記載のとおり、落札決定の日から起
	ちらは必須でしょうか。	算して7日以内に契約を結ばなければなりませ
	またこちらは、土日・祝日を含んだ日数で	ん。土日・祝日を含みます。
	しょうか。	ただし、契約締結日を指定日内にて締結すれば問
	契約内容確定後、社内決済・製本・押印・	題ありません。
	発送等お時間を頂戴することとなりますが	
	契約締結日をご指定内にて締結すれば問題	
	ございませんでしょうか。	
Q69	第7条 (契約電力の変更)	対応できません。
	下記文言を参照の上、2項として追記願え	
	ませんでしょうか。	
	2 前項において定めた契約電力を超過し	
	た場合は、超過金の支払について甲乙協議	
	を行い、超過金の支払が適当であると認め	
	られたときは、甲は当該協議において決定	
	された金額を超過金として乙に支払うもの	
	とする。	
Q70	第8条(使用電力量の計量及び通知)第9	了承します。
	条(電気料金の請求及び支払)	
	記載では「通知後、請求」となっておりま	
	すが、実際の業務では1日の午前0時に自	
	動計量され、毎月第4営業日を目途に請求	
	書発行となり、その請求書にご利用の内訳	
	が記載されております。	
	文面: 計量⇒通知⇒請求	
	実情: 計量⇒請求・内訳送付	
	特に契約書文面は変えていただかなくても	
	結構ですが、弊社では計量結果の報告を別	
	途行うといった対応は行っておりませんの	
	でご了承いただけますでしょうか。	
Q71	第○条(・・力率割引に関する記載条項・	第12条で定めているため不可とします。
	•)	
	力率割引きについての記載がございません	(再生可能エネルギー発電促進賦課金、力率割引
	ので、下記文言を参考に条項の追加をお願	又は割増及び燃料費等調整額)

	いできますでしょうか。	第12条 電気事業者による再生可能エネルギ
	力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎	ー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法
	日午前8時から午後10時までの時間にお	律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電
	ける平均力率とする。	促進賦課金並びに基本料金の力率割引又は割増
	平均力率が85パーセントのときは、電気	及び電力量料金の燃料費等調整額は、九州地区の
	料金積算内訳書の基本料金とし、85パー	旧一般電気事業者が定める標準供給条件による
	セントを上回る場合は、その上回る1パー	ものとする。
	セントにつき、基本料金を1パーセント割	
	引し、85パーセントを下回る場合は、そ	
	の下回る1パーセントにつき、基本料金を	
	1パーセント割増しする。	
Q72	落札結果の公表は総額のみで、単価公表は	ご認識のとおりです。
	なしという認識でよろしいですか。	
Q73	仮に当社が落札した場合,契約書(案)の内	協議は可能ですが、応じられない場合もありま
	容について落札後に協議いただくことは可	す。
	能でしょうか。	
Q74	郵送時の送付方法について、入札説明書4	ありません。
	(5)に記載のとおり作成いたしますが、	
	入札書を中封筒に入れ密封する際、封印に	
	ついて指定はございますか。	
Q75	入札金額計算書【記載に関する注意事項】	了承します。
	※ 2 ・・・(3)、(6)については円未満の調整を	
	せず、 $(3) = (1) \times (2) \times 0.85$ 、 $(6) = (4) \times (5)$	
	の数値をそのまま表記する。と記載されて	
	いますが、弊社は小数点以下第3位を四捨	
	五入し、小数点第2位を保持するものとし	
	ております。	
	入札金額の積算については、指定の入札金	
	額計算書のとおり積算いたしますが、仮に	
	弊社が落札した場合には、上記端数処理に	
	て料金を算定いたします。ご了承いただけ	
	ますか。	
Q76	契約書に以下の文言を追加させていただけ	不可となります。
	ますか。	
	乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定	
	める電気契約要綱・標準料金表に変更があ	
	る場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知の	
	うえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表	l l

	た甘 ざれ 初始人類と亦正ようとしだべる	
	に基づき、契約金額を変更することができ	
0.77	3.	\$
Q77	燃料費調整額について、「九州地区の旧一般	ご認識のとおりとなります。
	電気事業者が定める標準供給条件によるも	ただし、燃料費調整を行わず、燃料費調整額を請
	のとする。」とありますが、各社が独自に定	求しない場合は、契約可能ですが、入札において
	める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わ	は、毎月変動する燃料費等調整額及び再生可能エ
	ず、燃料費等調整額を請求しない場合を含	ネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づ
	む)による契約は不可との認識で相違ない	く賦課金を含まない額を記載する必要がありま
	でしょうか。	す。入札で決定した電気使用量料金単価に燃料費
		調整額相当分を含めて請求することはできませ
		ん。
Q78	各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料	対応できません。
	費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求	
	しない場合を含む)による契約が可能な場	
	合、本入札では燃料費等調整額を含めない	
	 料金で落札者が決定されるため、実際の燃	
	 料費等調整額を含めた請求額では必ずしも	
	 落札者が最安とならないケースが考えられ	
	ます。	
	 落札者の決定にあたっては、例えば各社の	
	至近の燃料費等調整額の実績を参照する	
	等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いた	
	だけますでしょうか。	
Q79	入札説明書3の入札参加資格の要件を全て	ご認識のとおりとなります。
2.,	満たしていれば、入札参加資格確認のため	
	の事前提出書類は不要という認識でよろし	
	いですか。	
Q80	本年度、別の入札案件において、契約保証	必要となります。
200	金の免除申請のために履行証明書を提出し	المراه / هـ /
	この元が中間のために優り証明音を提出している場合、本入札について、あらためて	
	の提出が必要となりますか。	
O01	入札書提出前に、資格確認などについて提	ご認識のとおりです。
Q81		⊂ р心哉♥ノこお ソ ビ У 。
	出が必要な書類はないという認識で間違い	
	ないでしょうか。	

Q82	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座 振替となり、振込みの場合振込手数料はお 客様負担をお願いしておりますがご了承い ただけますでしょうか。	了承します。
Q83	請求書発行について、弊社では毎月7営業 日頃の発送となっておりますが了承いただ けますでしょうか。	了承します。
Q84	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日は計量日と同日になります。 契約後の計量日は、毎月末日の24時です。
Q85	計量日が1日以外の場合は、年間の請求が 13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、 翌々月の2回に分割されます。また料金の 算定期間は計量日から計量日の前日となり ますが、ご了承いただけますでしょうか。	計量日は、毎月末日の24時です。
Q86	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。 (1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)	ご認識のとおりです。 (1 施設)
Q87	請求時の基本料金の算定方法について、弊 社では、(基本料金単価×契約電力)+力 率割引・割増相当額となりますがよろしい でしょうか。	電気受給契約書(案)9条2記載のとおりです。

Q88	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	仕様書2記載のとおりです。
Q89	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	協議は可能ですが、応じられない場合もあります。 す。 また、契約書(案)のみでの契約締結となります。
Q90	入札書について、Word データでいただく ことは可能でしょうか。不可の場合、任意 様式で作成しても良いですか。	本回答書にあわせてHP上に掲載します。
Q91	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	不可とします。
Q92	弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料 費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応 させていただきますが、ご了承いただけま すか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業 者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定 諸元を変更した際には、旧一般電気事業者 が新たに設けた算定諸元を適応いたします が、その際に契約単価の見直し協議は可能 でしょうか。	仕様書3その他のとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、毎月変動する燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。」となります。

Q93	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	仕様書3その他記載のとおりです。
Q94	燃料調整費につきまして、みなし小売電気 事業者の約款【標準供給条件(2023 年 10 月1日実施)料金表(高圧・特別高圧) 】 に記載されている算定諸元を用いて計算い たしますが、よろしいでしょうか。	仕様書3その他記載のとおりです。
Q95	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	開札日に落札者のみ電話で連絡を行い、後日ホ ームページに開札結果を公表します。
Q96	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電 気料金ご請求時には基本料金、電力量料金 (燃料費等調整額がある場合はそれを含 む)は小数点第2位まで保持し、再生可能 エネルギー発電促進賦課金および合計金額 は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさ せていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
Q97	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書3その他記載のとおりです。

000		
Q98	入札保証金について、免除という認識で間	入札保証金について、入札公告3競争入札に参
	違いないでしょうか。免除申請のために提	加する者に必要な資格を有している場合は免除
	出が必要な書類等ございましたら提出方法	されます。
	等含めご教示ください。	
Q99	契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・	入札説明書に記載のとおり、落札決定の日から
	発送等のお時間を頂戴することになるた	起算して7日以内に契約を結ばなければなりま
	め、指定の日数がある場合そちらの日程で	せん。
	の提出ができかねる可能性がございます。	ただし、契約締結日を指定日内にて締結すれば
	その場合、提出日の延長について協議いた	問題ありません。
	だくことは可能でしょうか。	
Q100	契約書案第8条2にあります「前項の計量	問題ありません。
	日時(検針日)は施設ごとに甲乙協議の	
	上、決定できるものとする。」について、	
	検針日は基本的に現在の検針日を継続する	
	対応となりますが問題ございませんでしょ	
	うか。	
Q101		工事の予定はありません。
2101	が 500kW 以上の協議制となる予定はござ	14.09 / Class / & 2.00
	いますでしょうか。	
	仮に、契約期間中に協議制となった場合に	
	は契約単価の変更協議に応じていただけま	
	すでしょうか。	
Q102	複数需要場所の合算請求書の発行は対応で	了承します。
Q102	後	
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	か。	